

静岡県告示第133号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年2月26日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------|---------------------|-----------|
| 船原西浦高原線 | 伊豆市修善寺字奥山4267番の13地内 | 令和3年2月26日 |